

## 52 徴兵令疑義の儀伺

〔明治十七年十二月〕

集猶予ノ者府県ノ廢止分合又ハ其学校ノ廢止分合其他官ノ都合ニ依リ甲学校ヨリ乙学校ニ転セシムル時其事九月十六日以後四月十日以前ニ係ルト雖事故ノ止ミタルモノトシテ処分スルノ限リニアラス且徴兵令第二十三条ニ抛リ処分スルノ限リニアラサル儀ト相心得可然哉

第三条 当省明治十四年第式拾九号達第十三条ヲ以テ官立府県立師範学校卒業証書ノ有効年限ヲ七箇年ト定メ而シテ七箇年ノ後ハ同達同条但書及第十四条并ニ当省明治十五年第七号達ニ抛リ学力ヲ試験シ又ハ試験ヲ須キス更ニ七箇年若クハ終身有効ノ卒業証書ヲ授与スヘキ成規ニ有之右ハ当初師範学校ニ於テ修業二箇年以上ノ学科ヲ卒リタル卒業証書ノ有効年限ヲ繼續延長セシムル者ニ付該証書ヲ所持シテ現ニ公立学校ノ教員タル者ハ勿論徴兵令第十八条第二項ニ該当スル儀ト相心得可然哉

但本文卒業証書ノ儀ハ教育令第三十五条及当省明治十四年第式拾九号達第十二条ニ抛リ附与スル卒業証書即チ学校ニ入学セサル者ノ学業ヲ試験シテ附与スル証書トハ全ク相異リ候

第四条 徴兵令第十二条中ニ官立公立学校小学校ヲ除クノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ト有之候処右ハ体操科中ニ歩兵操練科ヲ加ヘ教授スル学校ニ在テ修業シ別ニ歩兵操練科卒業ノミヲ証スル証書ヲ所持セサルモ体操科卒業証書ヲ所持シ該証書中歩兵操練科ヲ修了セシコトヲ証明スルニ足ルトキハ該証書ヲ所持スル者ハ第十二条ニ該当スヘキ儀ト相心得可然哉

(注記1)  
普第千三百二十九号

(注記2)

## 徴兵令疑義之儀ニ付伺

第一条 凡ソ中学校ナル者ハ其学科初等高等ノ二科アリテ各科独立スレハ各壹個ノ中学校タリ之ヲ併設スレハ合体一致ノ一中学校タルヘキ儀ニ有之候処今官立府県立学校ニ於テ初等中学科二箇年以ノ学期ヲ卒業シ其卒業証書ヲ所持シテ官公立学校ノ教員タル者ハ其証書ノ右独立セルモノニ係ルト併設セルモノニ係ルトヲ問ハス渾テ徴兵令第十八条第二項ニ該当スル儀ト相心得可然哉又初等科ヲ卒ヘ尚ホ高等科ヲ修ムル者ハ其科ニ就キテ未タ一箇年ノ課程ヲ卒ヘサルモ同一ノ学校ニ在リテ同(注記8)一ノ学科ヲ修ムルモノナレハ是亦徴兵令第十九条ニ抛リ徵集猶予可相成哉

但本文猶予ニ属スヘキ儀ニ候ハ、初等中学科ノミ設置ノ中学校ニ於テ卒業ノ者尚ホ高等ノ学科ヲ修メンカ為メ引続キ高等科ヲ備ヘタル他ノ中学校ニ入学シ其学校ニ於テハ未タ一箇年ノ課程ヲ卒ヘサル者モ本文後段同様相心得可然哉且其初等中学科ヨリ高等中学科ニ移ルハ学科ノ等級ヲ進ムルモノニ付検査時限内外ノ區別無之儀ト相心得可然哉

第二条 既ニ官立府県立学校ニ於テ一箇年以上ノ課程ヲ卒リ徴

(注記7)

(注記6)(注記5)(注記4)(注記3)

右件々相伺候条至急御指令相成度候也

明治十七年十月三十一日

文部卿 福岡孝弟

左大臣 熾仁親王殿

追而御参案ノ為メ当省明治十四年第式拾九号達同十五年第

七号達書相添候也

(朱世)  
各条伺之通

明治十七年十二月四日

第式拾九号

府県

師範学校教則ノ大綱別冊ノ通可相心得此旨相達候事

文部卿 福岡孝弟代理

明治十四年八月十九日

文部少輔 九鬼隆一

(表紙)

師範学校教則大綱

師範学校教則大綱

第一条 師範学校ハ小学校教員タルニ必須ノ学科ヲ授クル所トス

第二条 師範学校ヲ分テ初等中等高等ノ三トス

第三条 初等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、地理、物理、教育学学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス

但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ以下之ニ倣フ

第四条 中等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図書、生理、博物、物理、化学、幾何、記簿、教育学学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス

第五条 高等師範学科ハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図書、生理、博物、物理、化学、幾何、代数、経済、記簿、本邦法令、心理、教育学学校管理法、実地授業及唱歌、体操トス

第六条 師範学校ニ於テハ土地ノ情况ニ因リ某学科ノ程度ヲ斟酌シ農業、工業、商業等ヲ加フルヲ得殊ニ女子ノ為ニ本邦法令、経済等ヲ除キ若クハ某学科ノ程度ヲ斟酌シて裁縫、家事経済等ヲ加フヘシ

第七条 高等師範学科卒業ノ者ハ小学各等科ノ教員タルヲ得ヘク中等師範学科卒業ノ者ハ小学中等科及初等科ノ教員タルヲ得ヘク初等師範学科卒業ノ者ハ小学初等科ノ教員タルヲ得ヘキモノトス

第八条 師範学科ヲ修メントスル生徒ハ品行端正、体質強健、年齢十七年以上ニシテ小学中等科卒業以上ノ学力アル者タルヘシ

但年齢ハ土地ノ状況ニ因リ十五年以上トスルモ妨ケナシ又初等中学校卒業ノ者ハ高等師範学科第四年級ニ入ルコトヲ得

第九条 師範学校ノ修業年限ハ初等師範学科ヲ一箇年トシ中等師範学科ヲ二箇年半トシ高等師範学科ヲ四箇年トス

第十条 師範学校ノ授業時限ハ一年三十六週一週二十八時ヲ以

テ度トス

第十一条 師範学科卒業ノ者ニハ其学修セシ所ニ随ヒ初等若ク

ハ中等若クハ高等師範学科ノ卒業証書ヲ与フヘシ

第十二条 師範学校ニ於テハ本校ニ入学セスト雖モ卒業証書ヲ

請フ者アラハ現ニ施行スル所ノ教則ニ拠リ其学力ヲ試験シ且

其品行等検定ノ上合格ノ者ニハ卒業証書ヲ与フヘシ

第十三条 師範学科卒業証書ハ七箇年間其効ヲ有スルモノトス

但師範学校ニ於テハ本文七箇年ノ後卒業証書ヲ請フ者アル

トキハ現ニ施行スル所ノ教則ニ拠リ更ニ其学力ヲ試験シ且

其品行等

博 動物	生 理	図 画	歴 史	地 理	算 術	習 字	読 書	修 附 礼 儀 身	学 科		師 範 学 科 課 程 表		
									初等、二級 中等、五級 高等、八級	初等、一級 中等、四級 高等、七級			
				二	六	六	一〇	四		第一年			
	二	二	二	二	六三	四二	六三	四四		第二年			
二		二	三		五	三	六	三	中等、三級 高等、六級	第三年			
二		二			三	二	六	三	中等、二級 高等、五級	第四年			
		二	三	二	三	二	六	三三	中等、一級 高等、四級	第五年			
	二	二	三	二	三		六	三	高等、三級	第六年			
	二						八	三	高等、二級	第七年			
								二	高等、一級	第八年			
高等、 四	中等、 四	高等、 六	中等、 二	高等、 一〇	中等、 六	高等、 一	中等、 五	初等、 八四二	初等、 二二六〇九	初等、 一一七五八	初等、 四二一八三	初等、 二一五七八	各科 業時 比較 授学

通 計	体 操	実 地 授 業	教 育 学 校 管 理 法	必 理	本 邦 法 令	記 簿	経 済	代 数	幾 何	化 学	物 理	物		
												金 石	植 物	
二八														
二八	二八	六	八								二			
二八											二		二	
二八						二			二		二	二	二	
二八	二八	一五	八			二		二	三	二				
二八								三	二		二			
二八			六	二	二						三		三	
二八		一八	六	二										
高等、中等、初等、 二二四〇六		高等、中等、初等、 一一八五六	高等、中等、初等、 二二八八	高等、 四	高等、 二	高等、中等、 四二	高等、 三	高等、 四	高等、中等、 五二	高等、中等、 四二	高等、中等、初等、 四四二	高等、中等、 五二	高等、中等、 四四	高等、中等、 四四

体操ハ適宜之ヲ授クヘシ  
 表中第三段ニ朱書セルモノハ初等科一級生ノミニ之ヲ課シ第六段ニ朱書セルモノ中等科一級生ノミニ之ヲ課ス  
 一印ハ合併ノ符ナリ

高等若クハ中等師範学科卒業証書所持ノ者又ハ師範学校教則

大綱文部省明治十四二基キ諸件ヲ改正セサル以前ニ係ル師範学

校卒業証書ヲ所持シ高等若クハ中等師範学科ニ該当スル者ニ

シテ学力優等授業練熟品行端正ノ証跡アル者ニハ試験ヲ須ヒ

ス更ニ七箇年有効ノ卒業証書ヲ与フルヲ得ヘシ此旨相達候事

但本文ノ証書ヲ与ヘタル節ハ其族籍姓名履歴并ニ情由等ヲ

具シ開申スヘシ

明治十五年八月二十八日

文部卿 福岡孝弟

明治十七年十一月廿四日

参事院議長 福岡孝弟

大臣 花押(三條) 花押(有栖川) 内閣書記官(谷森) 花押(田中)

文部省伺徴兵令疑義ノ事参事院勘査進呈ス依テ回議ニ供ス

参議

大木花押 伊藤花押 井上

松方

川村

佐々木

山縣

西郷

山田

大山

福岡

明治十七年十一月廿二日

第二局 印

別紙文部省伺徴兵令疑義ノ件参事院意見ノ通御指令相成可然哉

仰高裁候也

〔朱書〕  
〔甲第三四五号〕

別紙文部省伺徴兵令疑義ノ件審査スルノ如シ

第一第二第三条ノ学校教員ハ己ニ二個年以上ノ学科卒業証書

ヲ有シタル者又其生徒ハ既ニ一個年以上ノ課程ヲ卒リタル者

ニ係ルヲ以テ前諸条ニ挙クル如キ事由アリト雖毫モ徴兵令ニ

関係ヲ有セス則同令第十八条第二項第十九条及徴兵事務条例

第二百二十三条第三百五十五条ニ拠徴集猶予ニ属ス可モノトス第

四条歩兵操練科ハ体操科中ニ在ルト否トヲ問ス其卒業証書ヲ

所持スル者ハ渾テ徴兵令第十二条ニ拠リ処分ス可モノト認ム

右ニ由リ指令按左ノ通ニテ可然哉上申候也

指令按

各条伺之通

〔朱書〕  
〔明治十七年十二月四日〕 印

明治十七年十一月廿日 参事院議長 福岡孝弟 印

太政大臣 三條實美殿

陸海軍二省通牒 印

〔朱書〕  
参照

徴兵令

第十二条 現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公

立学校小学校ヲ除クノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期未

タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ

第十八条 左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予ス

第二項 官立府県立学校小学校ヲ除クノ卒業証書ヲ所持スル者ニ

シテ官立公立学校教員タル者

第十九条 官立府県立学校小学校ヲ除クニ於テ修業一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六箇年以内徴集ヲ猶予ス

第二十三条 第十八条第一項第二項第三項第四項陸海軍生徒ヲ除ク

第十九条第二十一条ニ当ル者ト雖モ第三十五条ニ示シタル徴兵各自届出期限即チ九月十六日以後ニ係ル者ハ徴集ヲ猶予スルノ限ニ在ラス

徴兵事務条例

第二百二十三条 徴兵令第十一条第十八条第二項ノ卒業証書ハ学期二箇年以上ノ学校ニ於テ二箇年以上ノ課程ヲ卒リタル証書ニ限ル

第三百三十五条 徴兵令第十九条ニ掲クル修業一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒トハ該校ニ於テ其課程ヲ卒リタル者ノミニ限ラス他ノ学校ヨリ入学シ一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ニ編入セラレタル者亦該条ニ依リ徴集猶予ニ属ス可シ

教育令

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ

中学校教則大綱

第二条 中学科ヲ分テ初等高等ノ二等トス

第五条 中学科ニ於テハ土地ノ情況ニ因リ高等中学科ノ外

若クハ高等中学科ヲ置カス普通文科普通理科ヲ置キ又農業工業商業等ノ専修科ヲ置クコトヲ得

第十一条 中学校ノ修業年限ハ初等科ヲ四箇年トシ高等科ヲ二箇年トス

但此修業年限ヲ伸縮スルコトヲ得ヘシト雖モ一箇年ヲ過クヘカラス

徴兵令之儀ニ付伺

東京大学本科生ノ儀ハ其在学中ハ徴兵令第十八条第三項ニ拠リ徴集猶予相成其年齢二十七年未滿ニシテ全科卒業候者ハ同令第三十一条ニ拠リ第一子備徴員ニ編入サル、儀ト存候処同学ニケ年以上ノ課程ヲ卒へ第三年級若クハ第四年級ニ至リ事故アリ半途退学者モ同様令第三十一条ニ拠ルベキ儀ト相心得可然乎差掛り候儀モ有之候付至急相伺候也

明治十七年八月廿六日 文部卿 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

明治十七年九月廿五日

大臣 花押 花押 内閣書記官 文部省何東京大学本科生半途退学者徴兵猶予ノ事參事院勘査進呈ス依テ回議ニ供ス



「済」

(注記 12)

「太政官第二局第五三号」

(注記 13)

〔長久保(依田) ①/①〕

(注記 14)

「太政官第二局第四五号 / 八月廿七日 / 太政官第二局受付」

(注記 15)

「内務部第十四号 / 九月五日」

(注記 16)

〔小池 ①〕

(注記 17)

「第二局」

(注記 18)

「参事院」

(注記 19)

「軍事部」

(注記 20)

「内務部」

(注記 21)

「甲五〇」

(注記 22)

〔朱書 (文甲五〇号)〕

(注記 23)

〔三澤 (河原崎) ①/①〕

(注記 24)

「済」

(注記 25)

「太政官第二局第四五号」

(注記 26)

〔長久保(鷹見) ①/①〕

〔明治十七年 公文録 文 部省 自七月至十二月 全〕  
2A, 10, ②3772